

平成26年度
「市役所前フリーマーケット」企画運営業務
プロポーザル募集提案要領

○プロポーザル参加意思確認書提出期限

平成26年3月5日（水）17時まで

○企画提案書提出期間

平成26年3月7日（金）～3月11日（火）17時まで

手を取りあって ごみを減らそう！

京都市ごみ減量推進会議

受付及び問合せ先

京都市ごみ減量推進会議 事務局

612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13 京エコロジーセンター活動支援室内

tel 075-647-3444 / fax 075-641-2971 / 電子メール gomigen@kyoto-gomigen.jp

担当：新山・藤田

1 提案の手順について

提案においては、以下の書類を期日までに提出するものとする。

項目	日時	提出方法
公募案内の公表(ホームページ)	平成26年2月28日(金)	
プロポーザル参加意思確認書 提出期限	3月5日(水)17時まで	電子メール又は FAX又は郵送(必着) (電話等で送付の旨の確認を行うこと)
質問受付期間	2月28日(金)～ 3月5日(水)17時まで	電子メール又はFAX
質問回答日	3月7日(金)	
企画提案書提出期間	3月7日(金)～ 3月11日(火)17時 まで	郵送(必着)又は持参
審査委員会 (プレゼンテーション)	3月12日(水) 予定	
受託候補者の決定(審査結果 通知)	3月14日(金) 予定	
契約	3月末 予定	

※ プロポーザル参加意思確認書以外の書類については、正本1部、コピー7部の合計8部を提出すること。提出書類は、理由の如何に関わらず返却しない。

2 参加資格要件について

下記に定める要件を満たす者とする。

- ア 京都市内に本社・営業所等の事務所を置く団体であること。
- イ 継続的に2年以上、フリーマーケット開催業務の実績があること。
- ウ 100ブース以上のフリーマーケットを開催した実績があること。
- エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- オ 破産者で復権を得ない者でないこと。
- カ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
- キ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
- ク 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

3 提案書類の提出

(1) プロポーザル参加意思確認書

プロポーザルへの参加を希望する場合は、プロポーザル参加意思確認書(様式1)を平成26年3月5日(水)17時までにファックス又は電子メールにて、京都市ごみ減量推進会議事務局へ提出(印不要、着信を確認すること。)し、後日、有印文書1部を持参又は郵送すること。

(2) 企画提案書

提案書の様式は特に定めないが、原則としてA4横書きとし、枚数は問わない。

委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりであり、下記ア～カの事項について記載された委託業務提案書を作成すること。

※図表やポスターイメージ等について別サイズの用紙を用いることは可能とする。

ア 連絡先等の基本事項

イ 業務の基本方針

ウ 業務の実施方法（委託業務の項目に沿って、可能な限り具体的な手順を記載すること）

エ 業務スケジュール（1回開催の標準スケジュールと年間スケジュール）

オ 業務実施体制（役割ごとに担当者名を記載すること）

一部再委託を行うものは再委託先及び再委託内容を記載すること。受託者は、再委託先との連絡調整、統括を責任持って行うものとする。

カ 事業収支計画書（費目ごとに可能な限り、単価を明らかにすること）

(ア) 企画提案書に記載する内容を踏まえて、本件業務に係る見積書とその内訳（様式不問）を記載すること。

(イ) 事業の実施において、必要な経費が確保されているかを確認するためのものであるので、一定、詳細な内容とすること。

(ウ) 消費税率の変更を踏まえて作成すること。

(エ) 本件業務に係る委託費は、850千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限価格とし、提出された見積金額がこの上限価格を超えている場合は、失格とする。

留意事項

市役所前フリーマーケットの出店者に対し、出店費（現状では3,000円/1ブース）を求めており、この収入は、受託者の収入とする。次の収入があると想定し、全体の収支計画を策定すること。

○想定収入額

4,608,000円

= 160ブース × 3,000円 / 1ブース × 12回 × 年間平均出店率80%
(想定)

前項の出店費用を減じても、支出が賄えるようであれば出店費用の減額を妨げない。

天候・自然災害等により、振替日を含めて開催できなかった場合、或いは想定の出店率を下回ったことによる出店者減により、実際の収入が想定収入額に満たない場合、京都市ごみ減量推進会議は、補てん等を行わない。

ただし、天候・自然災害等により、振替日を含めて開催できなかった場合については、京都市ごみ減量推進会議が加入する損害保険により、委託者との協議のうえ、合意した損害額を補てんする。

(3) 類似業務の実績

過去5年間において受託した類似業務（国，地方公共団体，民間企業等を問わず）について，業務実績一覧表（様式不問）を作成すること。

(4) 申請団体の概要がわかるもの

- ア （法人の場合）発行から3ヶ月以内の登記簿謄本（コピー可）
- イ 定款等の規約
- ウ 直近2年間の貸借対照表，損益計算書（又はこれらに該当する決算書等）
- エ 役員一覧（取締役・監査役，又は理事・監事等の一覧）
- オ 登記簿謄本，役員一覧に記載されている者が，京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないことの誓約書（様式2）

(5) 個人情報保護規程

個人情報の取り扱いについて定めた個人情報保護に関する規程又はそれに類するものを提出すること。

(6) 提出期日

プロポーザル参加意思確認書以外の書類は，平成26年3月11日（火）17時まで
に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(7) 提出先

京都市ごみ減量推進会議 事務局
612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13 京エコロジーセンター活動支援室内
tel 075-647-3444 / fax 075-641-2971 / 電子メール gomigen@kyoto-gomigen.jp
担当：新山・藤田

(8) 費用負担

提案に要する費用については，すべて提案者の負担とする。

(9) 仕様書，企画提案書等に関する質問期限及び回答

本要領及び仕様書に示されていない項目に対する質問等，提案内容に関する問合せについては，担当者宛てにファックス又は電子メールで問合せのあったものに対し，すべての回答を取りまとめ，プロポーザル参加届提出者にFAX又は電子メールで送付する。電話での質問には応じない。

なお，他のプロポーザル参加者に関する質問など提案内容に関する事項以外の問合せには応じない。

ア 質問期限

平成26年2月28日（金曜日）～3月5日（水曜日）午後5時必着

※ 質問期限以降の質問は，一切受け付けない。

イ 質問方法

様式は自由とし、京都市ごみ減量推進会議事務局にファックス又は電子メールで問い合わせること。

ウ 回答日

平成26年3月7日（金）午後5時まで

エ 回答方法

FAX又は電子メールにて送付

4 プロポーザルの手続きの概要

提案については、以下のとおり審査を行い、受託候補者を選定する。

(1) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査を実施し、最も優秀な提案を選定する。（日時、場所については別途連絡する。）

ヒアリング日程：平成26年3月12日（水）午後の予定

※ なお、応募多数の場合は、提案書による一次審査（書面審査）を行い、優秀と認められる提案を数件選定する。

(2) 審査委員会

以下の委員で構成される審査委員会（5名）が、審査基準に基づき、選定する。

- | | | | |
|---------------|----|--------------------|----|
| ・ 京都市ごみ減量推進会議 | 会長 | 1名 | |
| ・ | 〃 | 副会長 | 1名 |
| ・ | 〃 | ごみ減量事業化実行委員会 実行委員長 | 1名 |
| ・ | 〃 | 専務理事 | 1名 |
| ・ | 〃 | 事務局長 | 1名 |

(3) 審査基準

書類審査及びヒアリング審査により、以下の項目について、それぞれに記載する視点に基づき審査する。ヒアリング審査は、15分程度の発表の後、質疑応答を行う。

ア 運営体制【15点】

- (ア) 本業務を安定的に実施できる体制であるか（5点）
- (イ) 応募者の個人情報などを安全に保護できるか（5点）
- (ウ) ウェブサイトへの情報掲載等の能力があるか（5点）

イ 実施体制【15点】

- (ア) 事業収支計画が実施可能なものであるか（5点）
- (イ) 予約受付、出店者の決定及び連絡、その他苦情対応などの能力があるか（5点）
- (ウ) 開催当日、安全かつ適切に会場を運営する能力があるか（5点）

ウ 企画体制【10点】

- (ア) ごみ減量や発生抑制に関する知識や見識に優れているか（5点）

(イ) 企画・実施内容などに関して、創意工夫や独創性があるか (5点)

エ 見積り金額【10点】

10点×(受託希望者中の最低見積額) / (各受託希望者の見積額)

※ ただし、小数点以下は切り捨てる。

合計点 (50点)

(4) 受託候補者の選定

審査委員会委員が、前項の各項目について、採点を行い、その合計点が最も高い評価を得た事業者を受託候補者として選定する。なお、評価が同等の場合は、見積金額が最も低い事業者を選定する。見積金額が同額の場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

(5) 受託候補者との協議及び契約の締結

受託候補者の提案書を基に、受託候補者と協議のうえで京都市ごみ減量推進会議が契約書及び仕様書を作成し、これに基づき受託候補者と契約を行う。

協議において、契約の内容の詳細及び契約価格について合意に達したときは、その者と契約を締結する。ただし、次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に前号の協議を行い、契約相手方を決定する。

ア 協議が不調に終わった場合

イ 受託候補者が参加資格要件を満たさなくなった場合

ウ その他やむをえない事情で契約に至らなかった場合

(6) 審査結果通知

ア 審査結果は、審査終了後、参加者全員に対して、書面によって速やかに通知する。

イ 通知内容に疑義のある申請者が理由の説明を求める場合は、審査結果の通知が届いてから1週間以内に書面で、京都市ごみ減量推進会議まで提出すること。

なお、電話や面談での理由説明には応じない。

5 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約金額

見積書に記載された金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)をもって契約金額とする。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものと見なす。

(3) 契約期間

契約締結日から平成27年3月31日(月)まで

(4) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、京都市ごみ減量推進会議 事務局が指示するところによるものとする。

平成26年度「市役所前フリーマーケット」企画運営業務 委託仕様書

1 委託業務名

平成26年度「市役所前フリーマーケット」企画運営業務

2 委託業務の目的

京都市ごみ減量推進会議（以下、「京都市ごみ減」という。）では、京都市のごみを減らし、環境を大切にしまちと、暮らしの実現のため、市民・事業者・行政の三者によるごみ減量に取り組んでいる。

そのため、平成11年より、「いらなくなったらいる人へ」をテーマに、京都市役所前広場にて、月に1回程度フリーマーケットを実施している。

このフリーマーケットを円滑に運営することで、多くの市民にリユースの取組に参加できる場を提供するとともに、ごみ減量の必要性を呼びかけるため、会場内において、ごみ減量や発生抑制に繋がる展示やプログラム等を実施している。

3 委託業務

(1)「市役所前フリーマ」の運営

ア 京都市ごみ減は、市役所前フリーマーケット開催にかかる京都市への後援名義の申請、市役所前広場の使用申請、市民への広報を行う。また、次の各号に定めるものについて費用を負担する

(ア) 開催を案内するちらし（2万部程度）。但し、内容については受託者と協議の上作成する。

(イ) 中止時にかかる経費を負担する保険。

イ 受託者は、次の各号に定める業務を行うほか、アに定める業務を除く市役所前フリーマーケットの運営にかかる一切の業務を行う。

(ア) 市役所前フリーマーケットに運営にかかる業務スケジュールの作成

(イ) 出店予約受付、出店者の決定及び決定者への連絡（受付、連絡は、郵送とするが、京都市ごみ減との協議により、その他の手段とすることも可能。）、出店料の受取

(ウ) 当日の出店受付、出店者の搬入車両の整理、会場の装飾（のぼり等の取付）の設置、その他開催に関する業務

(エ) 当日の会場整理・会場の安全確保（警備員（4人以上）の配置、違法駐停車の取締等）

(オ) 出店や出品条件から逸脱する出店者の取締業務

(カ) 当日及びフリーマーケット実施後の苦情等の対応（問い合わせに対する電話応対は、土日祝日・お盆・年末年始（12月29日～1月3日）を除く日の、概ね10時から16時とする。但し、お盆の休業期間は、京都市ごみ減と協議すること。）

(キ) 雨天時等の開催有無情報のウェブサイトへの掲載（受託者が管理するウェブサイト（無料ブログサイト等の使用を妨げない）への掲載を原則とする。）

ウ 受託者は、出店料として徴収した資金を市役所前フリーマの運営に支出することと

する。

エ フリーマーケット開催は、年12回、別紙「平成26年度市役所前フリーマーケット開催要領」のとおりとする。

(2) ごみ減量に関する普及啓発や環境教育のための企画・実施

フリーマーケットに参加する市民に対し、不用品の再使用（リユース）がごみ減量に役立つことを啓発するとともに、ごみを減らし、環境を大切にしまちと暮らしを実現することの重要性を啓発するために、ごみ減量に関する普及啓発や環境教育に寄与するパネル等の展示や環境クイズのプログラム等の出展、啓発物品の展示・配布等の企画を実施する。但し、実施に際しては、次の各号に定める条件を満たすものとする。

ア 毎回、2ブース以上のスペースを確保すること。但し、京都市ごみ減が承認するときは、フリーマーケットのブースとして利用することができる。

イ 企画参加者を対象にアンケートを実施し、その効果を確認し、企画に反映させること。

4 業務遂行上の注意事項

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て京都市ごみ減に引き渡すものとする。

あわせて、これらの情報が外部に流出しないよう必要なセキュリティ対策を講じなければならない。具体的なセキュリティ対策については、京都市ごみ減と協議の上、決定する。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市ごみ減の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

5 遵守事項

(1) 受託者は、市役所前フリーマーケットにおいて、事故、盗難等が起こらないよう十分留意すること。

(2) 受託者は、本業務の履行中に、不測の事態が生じたときは、直ちに京都市ごみ減に連絡し、方策を協議すること。

6 その他

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、京都市ごみ減と受託者との協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、京都市ごみ減の指示するところによるものとする。

平成26年度市役所前フリーマーケット開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市市庁舎前広場（以下「広場」という。）を利用し、平成26年度市役所前フリーマーケットを開催するに際して、必要な事項を定めるものとする。

(開催日程)

第2条 平成26年度市役所前フリーマーケットは、午前10時から午後4時までの間において、下表のとおり、開催する。

開催日	雨天振替日
4月29日(祝)	5月3日(祝)
5月6日(祝)	5月18日(日)
6月15日(日)	6月22日(日)
7月6日(日)	7月20日(日)
9月23日(祝)	9月28日(日)
10月5日(日)	10月13日(祝)
10月26日(日)	11月3日(祝)
11月16日(日)	11月24日(祝)
12月7日(日)	12月14日(日)
1月18日(日)	1月25日(日)
2月8日(日)	2月22日(日)
3月8日(日)	3月14日(土)

(ブース設置)

第3条 ブースの設置については、添付図面「広場利用可能範囲」の示す範囲内において、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1回あたりのブース数は、100ブースから160ブースを確保する。
- (2) 出店スペースは、1ブースあたり、2.5～3メートル四方とする。
- (3) 受付枠のうち年間36枠を委託者の枠として確保すること。但し、この枠については出店料を支払わない。

(行為の制限)

第4条 広場において、次の各号に掲げる行為をしようとするものは、京都市ごみ減の許可を受けなければならない。

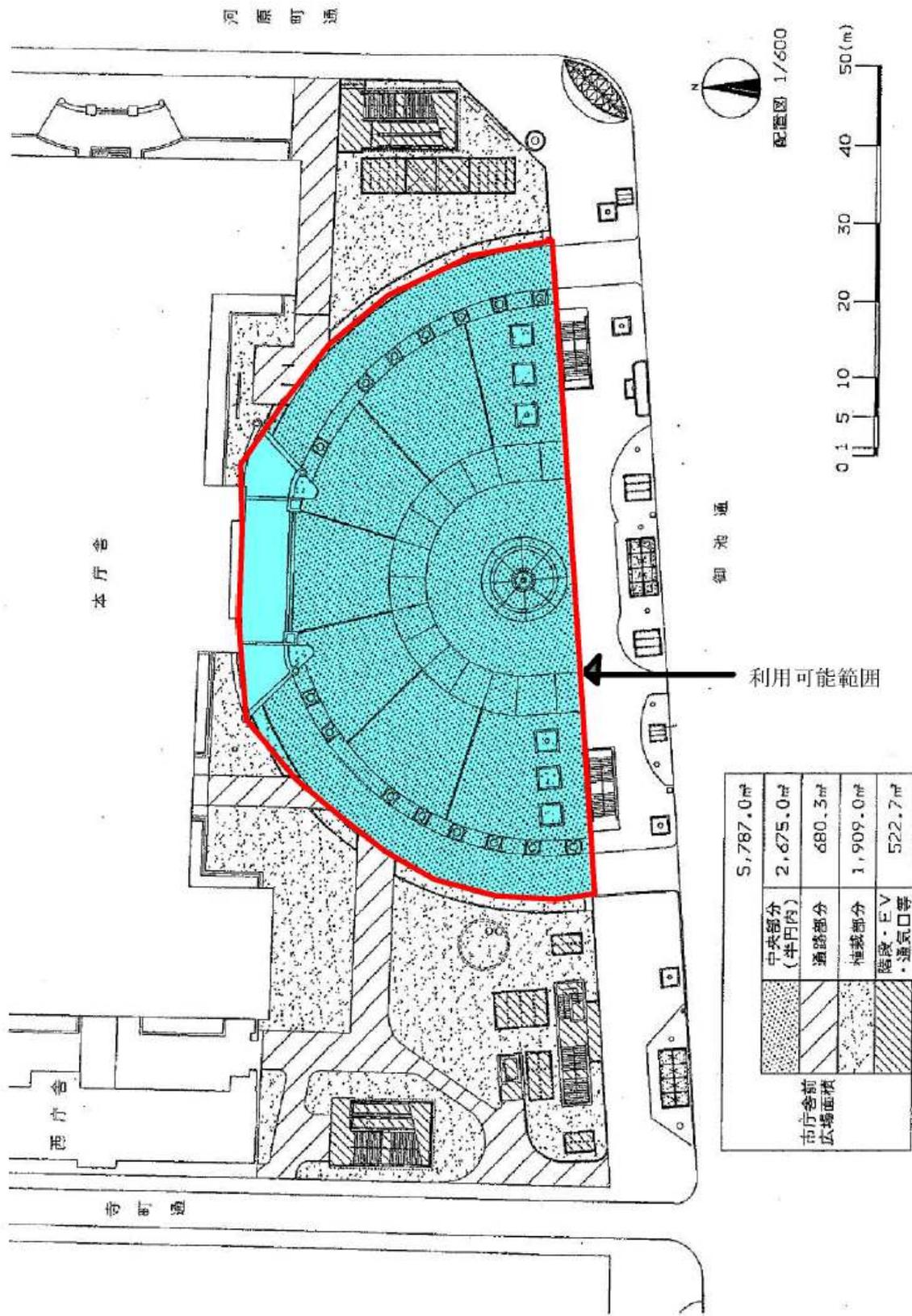
- (1) 自動車、自動二輪車等の乗り入れ
- (2) 施設又は工作物の設営
- (3) 火器の使用
- (4) 大掛かりな器具、機械等の設置
- (5) 大音量を発する歌、楽器の演奏等
- (6) 照明等の光を発する機器の使用

- (7) 幕, ビラ, 看板その他これらに類するものの掲示又は配付
- (8) 業としての映写, 撮影等を行うこと。
- (9) 興行を行うこと。
- (10) 物品の展示又は配付を行うこと。

(行為の禁止)

第5条 何人も, 広場においては, 次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場内の建築物その他の工作物, 設備等をき損し, 又は汚損すること。
- (2) 物品販売及び商店・商品名を表示した幕, ビラ, 看板等を提出し, 又は配付する等の営利を目的とした行為
- (3) ごみその他汚物を捨てること。
- (4) 他人に, 迷惑を掛け, 又は迷惑を掛けるおそれのある行為をすること。
- (5) 危険又は広場をき損するおそれのある行為。
- (6) 政治的又は宗教的な集会, 勧誘宣伝行為等
- (7) 公序良俗に反する行為



	5,787.0㎡
市庁舎前 広場面積	中央部分 (半円内) 2,675.0㎡
	通路部分 680.3㎡
	植栽部分 1,909.0㎡
	階段・E.V ・通気口等 522.7㎡

様式 1

「市役所前フリーマーケット」企画運営業務プロポーザル参加意思確認書

年 月 日

京都市ごみ減量推進会議
会長 高月 紘 様

(所在地)

(名 称)

(代表者又は契約代理人)

印

以下のとおり、参加の意思を表明いたします。

【件名】「市役所前フリーマーケット」企画運営業務
【担当者名】
【連絡先電話番号】
【FAX番号】
【メールアドレス】
【URL】

誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー 印

誓約者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性 別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等（指定管理者を含む。以下同じ。）が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人（市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。）